



アジア太平洋金融フォーラム (APFF) の取組み

経済調査部 研究員 井上 裕介  
[inoue@iima.or.jp](mailto:inoue@iima.or.jp)

1. アジア太平洋金融フォーラム (APFF) とは

アジア太平洋金融フォーラム (APFF) は、アジア太平洋地域内の金融資本市場や金融サービスのさらなる統合、発展を進めることを目的に設立された官民協働連携プラットフォームである。

APFF の構想は、2012 年に APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) から提案された。2013 年 4 月にはシドニーにて APFF 設立準備のためのシンポジウムが開催された。そこで議論された内容をまとめたレポートが 2013 年 9 月のアジア太平洋協力機構 (APEC) バリ会合で財務大臣に承認されたことを受けて、APFF の活動が本格的にスタートすることとなった。

APFFには、国際通貨基金 (IMF) や世界銀行、国際決済銀行 (BIS) などの国際機関に加えて、官公庁、中央銀行、大学、民間企業などアジア太平洋域内の 100 を超える団体が参加しているが、基本的には自主的な参加である。日本からも大手金融機関を中心に参加しており、当研究所も参加団体のひとつである<sup>1</sup>。

APFF では、第 1 回シンポジウムでの議論を基に 6 つの議題 (ワークストリーム) が設定された。当初 2 年間、各ワークストリームに分かれて官民協働連携を通じて金融市場に係る調査研究やワークショップ、対話などを行っていくこととなる。

APFF における 6 つのワークストリーム

- 貸出インフラ
- 貿易およびサプライチェーン金融
- 資本市場
- 金融市場インフラおよびクロスボーダー取引
- 保険および年金
- 域内金融市場における連携および構造問題

(出所) APFF 資料より筆者作成

<sup>1</sup> 国際通貨研究所は域内金融市場における連携および構造問題のワークストリームに参加している。第 2 回 APFF シンポジウムでは、当研究所における IIMA Global Market Volatility Index の取組みを紹介した。詳しい内容については [http://www.iima.or.jp/Docs/newsletter/2014/NL2014No\\_24\\_j.pdf](http://www.iima.or.jp/Docs/newsletter/2014/NL2014No_24_j.pdf) を参照されたい。

## 2. 第2回 APFF シンポジウムの開催

2014年7月7日、シアトルにおいてAPECとABACが主催するAPFFの第2回シンポジウムが開催された<sup>2</sup>。今回のシンポジウムでは、各ワークストリームの参加者によるプレゼンテーションが行われ、APFFの進捗状況および他のワークストリームの活動の確認、情報交換などを提供する場となった。

今回のシンポジウムでの議論を基に、APFFの中間報告書が作成され、2014年秋に北京で開催されるAPEC会合にて、同加盟国の財務大臣に提出される予定である。この中間報告書には上記6つのワークストリームからの今後の活動についての具体的なアクションプランの提案が含まれる。

APFF 中間報告書で提案されたアクションプラン

ワークストリーム	アクションプラン
貸出インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用情報共有システムの構築</li> <li>有担保貸出にかかる法整備</li> </ul>
貿易およびサプライチェーン金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>動産の担保としての利用のためのワークショップ</li> <li>貿易およびサプライチェーン金融にかかる銀行規制についての当局との対話</li> <li>電子プラットフォーム、銀行保証(BPO)、人民元決済などについてのワークショップ</li> </ul>
資本市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的レポ市場発展の主導</li> <li>店頭デリバティブ市場発展のためのワークショップ</li> <li>資本市場における情報開示のためのテンプレートの導入</li> <li>アジア地域ファンドパスポート(ARFP)の推進を主導</li> </ul>
金融市場インフラおよびクロスボーダー取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的権限のある域内の証券投資エコシステムについてのワークショップ</li> </ul>
保険および年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>当局者との保険の会計や規制に関する対話</li> <li>インフラ投資を含めた長期投資促進のためのAPEC財務大臣プロセスとの協調</li> <li>金融分野におけるアジア地域の高齢化への対応についてのワークショップ</li> </ul>
域内金融市場における連携および構造問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>域内金融市場における連携および構造問題についてのワークショップ</li> </ul>

(出所) APFF 資料より筆者作成

これらのアクションプランをみると、その全ての根底にはアジア太平洋域内の経済成長のために同地域における中小企業やインフラ向けの金融仲介をいかに活発にするかという問題意識があり、そのための具体的な手段が、貸出市場、貿易金融、資本市場などの観点から提案されていることがわかる。

その一方で、参加を通じて感じるのは、参加団体が自らの国益、研究、ビジネスを優位に進めていくための手段としてAPFFを活用していることである。それぞれのアクションプランと発案者の所属をみると、提案されたアクションプランは商業銀行、証

<sup>2</sup> シンポジウムの詳細については <http://www.ncapec.org/events/APFF/>を参照されたい。

券会社、カストディ、格付会社、保険会社などが自らの本業に関わっていることがほとんどであり、アジア太平洋域内における金融ビジネスの各分野において主導権を握ろうという意気込みが感じられる。これらの国際会議の参加にはそれなりにコストがかかることから、APFF への参加は民間企業にとっては将来の市場獲得のための先行投資的な意味合いが強いのだろう。

### 3. 金融業態の特性に合った金融規制の必要性

今回の APFF のシンポジウムや中間報告書を通じて、金融業務の多様性について改めて感じさせられた。その中でも特に印象に残ったのは、金融資本市場における商業銀行と生命保険会社や年金基金との補完性である。資金の出し手としての役割は、商業銀行と生命保険会社や年金基金で同じでも、その資金の特徴は全く異なるのである。APFF では、上述の通り保険および年金がひとつのワークストリームとなっており、この点について活発に議論されていた。

商業銀行と生命保険会社や年金基金との大きな違いのひとつに、バランスシートにおける負債のデュレーションの違いが挙げられる。商業銀行は貸出資金の多くを流動性の高い預金という形で調達していることから、負債のデュレーションが短い。そのため新興国のインフラ関連などの満期の長くなることが予想される貸出には、躊躇する傾向がある。一方の生命保険会社や年金基金は、資金の調達先の多くを占める保険契約ならびに年金契約の契約期間がとても長いことから、負債のデュレーションが長い。そのため負債特性を考えれば、ALM（資産と負債の総合管理）の観点から満期が長い貸出や投資はむしろ都合がいい。そのため商業銀行と生命保険会社ならびに年金基金には資金の出し手としての補完関係があるといえる。

しかし現状の国際金融規制の流れでは、2008 年の世界金融危機時に米国の大手保険会社が破綻したこともあり、保険会社の規制が銀行の規制内容に収斂されてきているという。生命保険会社の金融規制を負債特性の異なる銀行と同様なものにするのは、生命保険による長期投資を妨げ、長期資金を必要としている分野への金融仲介を停滞させることにつながりかねない。こうした流れは長期資金を必要とするインフラ関連投資ならびに長期の資金運用先を求めている生命保険会社にとって望ましいものではないはずである。金融当局者は国際金融規制に関する議論を続けていく中で、もっと各金融業態の特性を考慮して進めていく必要があるのではないだろうかと考えさせられた。

APFF では銀行貸出、資本取引、保険や年金など、金融に関わる幅広い分野について官民間問わず幅広い人のもとで議論される。このような会議では、金融システムの全体像に改めて気づかされることも多い。こういった場で金融資本市場の補完性が再認識され、規制の行き過ぎの軌道修正など本当の健全性の議論が形になっていくことを期待したい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2014 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>